

令和2年 第8回 定例教育委員会 会議録

日	時	令和2年8月21日（金） 14時00分～15時35分	
場	所	阪南市役所 全員協議会室	
出席者		〈教育委員会〉 教 育 長 橋 本 眞 一 教育長職務代理者 森 口 賢 二 委 員 八 田 三 紀 委 員 鎌 田 麻 美 子 委 員 辻 雅 之	
		〈事務局（生涯学習部）職員〉 部 長 伊 瀬 徹 副理事兼教育総務課長 中 川 准 樹 学校給食センター所長 河 野 貢 学 校 教 育 課 長 丹 野 恒 生涯学習推進室長 木 村 浩 之 尾 崎 公 民 館 長 榎 谷 篤 東鳥取公民館長 國 見 千 春 西鳥取公民館長 熊 本 将 副理事兼図書館長 加 藤 靖 子 学校教育課長代理 濱 野 直 樹	
事務局		教育総務課主査 中 山 直 子 教育総務課主事 中 佐 祐 穂	
書記		教育総務課主査 中 山 直 子	
傍聴者		なし	

会議の要旨

(教育長)

令和2年第8回定例教育委員会を開会する。

本会議は、出席委員が定足数に達しており、有効に成立している。

署名委員に森口委員を指名する。

◆承認事項第1号「令和2年第7回定例教育委員会会議録について」(教育総務課)

(教育長)

承認事項第1号「令和2年第7回定例教育委員会会議録について」であるが、本会議録は、教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、委員会の承認が必要である。

意見、質問等はないか。

(全委員)

意見等なし。

(教育長)

承認事項第1号について、案のとおり承認されたものとする。

◆承認事項第2号「阪南市社会教育委員の委嘱に係る臨時代理について」(生涯学習推進室)

(教育長)

承認事項第2号「阪南市社会教育委員の委嘱に係る臨時代理について」である。本件についてはすでに臨時に代理したが、教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、委員会の承認が必要である。生涯学習推進室の説明を求める。

(生涯学習推進室長)

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(全委員)

意見等なし。

(教育長)

承認事項第2号について、案のとおり承認されたものとする。

◆議決事項第1号「阪南市立文化センター管理運営規則の一部改正について」(生涯学習推進室)

(教育長)

議決事項第1号「阪南市立文化センター管理運営規則の一部改正について」生涯

学習推進室の説明を求める。

(生涯学習推進室長)

資料に基づき、説明する。

なお、本改正は、先月発生したサラダホールへの襲撃予告メールが契機となった。経緯を簡潔に説明する。去る7月18日、7月25日にサラダホールを襲撃し、当日のイベント出演者及び来場者に危害を加え、施設を損壊するというメールが教育総務課に届いた。市は直ちに警察へ通報するとともに、市内部及び施設管理者と協議を重ね、襲撃予告のあったイベントの使用許可を取り消し、その日は図書館を含むサラダホール全館を臨時休館することを決定した。当日はサラダホールとその周辺の巡回警備を強化したが、幸いにも施設内及び施設周辺での不審物や不審者は確認されず、襲撃などの事象も発生しなかった。

このような事例を受け、今後同様の事象が発生した場合に迅速に対応できるよう、使用許可の取消し等の要件についてより明確化しておくべきとの市の顧問弁護士からの助言があり、生涯学習部内で協議した結果、改正に至ったものである。

(教育長)

説明にもあったとおり、先般のサラダホールへの襲撃予告メールを受け、警察とも連携しつつ庁内全体で態勢を組んで対応に当たった。その際、教育委員会が使用を中止させることができると規定した条文が、「その他教育委員会が不適当と認めるとき」では理由が曖昧であるため、具体的に規定するべきだということになった。今回の事例では実際に多数の人の生命や身体に危険が及ぶ可能性があり、急遽使用を中止してもらったが、より明確に規定するべく、今回の改正となった。

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

意見等なし。

(教育長)

議決事項第1号について、案のとおり議決されたものとする。

◆報告事項第1号「後援名義使用許可について」(教育総務課)

(教育長)

報告事項第1号「後援名義使用許可について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課長)

令和2年7月1日から7月31日までの間に教育委員会が後援し、名義の使用を許可した1件について、報告する。

令和2年9月21日、大阪府立青少年海洋センター主催で、家族を対象とした「マリンスフェスティバル 2020」が同センターで開催され、参加者はカッターボートやカヌー、クルーザー、小型ヨットなどのマリンプログラムを体験することができる。

以上の事業は、阪南市教育委員会の後援等に関する規則第2条各号のいずれにも該当するとは認められないことから、名義の使用を許可したものである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第2号「G I G Aスクール構想にかかる阪南市のビジョンについて」(学校教育課)

(教育長)

報告事項第2号「G I G Aスクール構想にかかる阪南市のビジョンについて」学校教育課の報告を求める。

(学校教育課長代理)

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(教育長職務代理者)

数点確認したい。G I G Aスクール構想の実現により、授業は具体的にどのように変わるのか。1人1台の端末があれば、クラス全員がノートなどに書いている内容が教員には一目瞭然であり、机間巡視する必要はないのか。また、従来は家庭学習用のプリントなどを印刷・配布・回収・採点・返却という流れで行っていたが、今後は個々の子どものペースに応じた問題をそれぞれの端末に入ればよいということか。さらに、校務支援システムが導入されれば、これまで膨大な作業を要した学年末の指導要録の作成作業も、データ化により業務量が減るのか。

(学校教育課長代理)

大きく変わるのは、授業中、教員が自分のタブレットから子どもたちのタブレットに課題を一斉送信し、子どもたちは解答したものを教員のタブレットに送信することが可能になり、教員は児童全員の解答をタブレットで見ることができるようになるという点で、子どもの良い解答を見過ごすことなく、困っている子どもに気付くこともできる。加えて、教員のタブレットとプロジェクタをつなぐことで、子ども全員の解答をスクリーンに映し、クラスみんなで共有することもできる。また、家庭学習に関しては、仮に帰宅後であっても課題の送受信が可能となる。さらに、校務支援システムの導入により、指導要録はもとより、児童生徒の出欠確認、保健業務、職員の出退勤管理など、様々な事務的業務のスリム化が期待される。

タブレット導入によるメリットは多い。放課後、教員は子どもたちから集めたノートやプリントの丸付けやチェック、次の授業で使用するプリントや資料の印刷などの業務を行っているが、これらはタブレットを活用することで大幅に縮小でき、そこで生み出された時間を、子どもたちと向き合うことや教材研究を深めることに

活用できる。授業においても、「課題を黒板に書く、プリントを配る」という導入と、「ノートの回収と確認」というまとめ、合わせて10分程度が毎時間短縮でき、この10分間を個人で考える時間や対話的な学習の時間として活用すれば、より深い学びが展開できる。

(教育長職務代理者)

子どもたちの学力向上や教員の働き方改革に向け、積極的に進められたい。ただ、デジタル化による個人情報の流出等のないよう、セキュリティには十分に気を付けてほしい。

(八田委員)

タブレットは、その子ども専用のものか。それとも、毎回違うものが配られるのか。また、保管は学校で行うのか、教科書やノートとともに持ち帰るのか。

(教育総務課長)

在学中はその子ども専用とするのか、例えば学年が上がる際に別のものと変えるのか等は、今後協議して決定する。また、タブレットは持ち帰って家庭学習で活用することを前提としている。充電については各教室に保管庫を設置し、その中でも行えるように整備する。

(八田委員)

タブレットを学校に持ってくるのを忘れた場合の対処もできるのか。

(学校教育課長)

持ってくるのを忘れたり、家庭内や登下校時に損壊したりという恐れはあるが、それぞれの発達段階に応じた扱いにしたいと考えている。

(教育長)

家庭での使用を前提としているということは、子どもがランドセルやカバンに入れて持ち帰り、家庭のWi-Fi環境の中でインターネットを接続して使うということか。

(教育総務課長)

ご指摘のとおり、家庭内のWi-Fi環境を活用する。

(教育長)

子どもが24時間タブレットを使えとなると、アクセスには制限をかけておかなければならない。

(教育総務課長)

当然フィルタリングをかけての貸与とし、またセキュリティも万全を期す所存である。

(鎌田委員)

本年3月の時点では、タブレットの校外への持ち出しは考えていないとのことだったが、家庭学習にも活用することになったというのは喜ばしい。資料にある、Wi-Fiモバイルルーターの購入350台というのは、阪南市内の小中学校の子どもたちの家庭のWi-Fi環境を調査したうえで出した台数か、それとも予算の上限なのか。また、機器の充電にかかる電気代を心配している自治体があるとの新聞記事

を読んだが、阪南市ではどうか。

(教育総務課長)

ルーターの台数は、5月末に実施した各家庭のWi-Fi環境にかかる調査結果に基づき、算出したものである。先述したとおり、各クラスに保管庫を設置し、その中で充電するので、電気代は相応にかかる。

(辻委員)

資料に「各教科の学びを深め、本質に迫る」という欄があり、5教科が挙げられているが、タブレットは全教科で使用するのか。

(学校教育課長代理)

あくまで例として5教科を記載しているが、音楽や体育などの実技の教科についても、手本としてプロの動画を見せるなど、活用することができる。

(辻委員)

動画もよいが、一流のアスリートやミュージシャンとつなぎ、ライブで見てもらって指導してもらう、といった活用もされたい。

(学校教育課長)

実際に、器械体操の授業をオンラインでプロに見てもらい、指導してもらうといった取組をしている自治体もあると聞く。また実技以外でも、講師にわざわざ来てもらわなくても、専門的な話を聴くことができるようになる。

(教育長)

資料中「外国語」の欄に「コミュニケーションツールを使って海外と繋がる。」とあるように、外国の子どもと会話してみる、ということにもチャレンジできるだろう。また、ここは教科だけ挙げられているが、教科以外の学校活動、例えばオンラインで学級内の討論会をするなども可能になる。さらに、先ほどの説明にあったように、タブレットの活用で導入とまとめの時間の計10分間を毎時間短縮できれば、6時間授業の場合、1日に60分を生み出すことができる。これは教員の働き方改革にも直結することだ。

ただ、資料中、「事務手続きスケジュール(計画)」とあるが、ここには機器の整備のスケジュールしかない。これまで再三、ハードの整備とソフトの充実はセットだと言ってきた。ソフトの充実、すなわち教員が機器を使いこなせるように技量を上げなければ、宝の持ち腐れとなりかねない。この夏休み中にもGIGAスクール構想のための教員研修を実施している自治体は多く、すでに市町村間の差は開きつつある。本資料では触れていないが、限られた紙面であっても、来年4月までに機器の機能に見合った技量を身に着けるための研修をどう進めていくか、早急に検討し、ビジョンとして示す必要がある。

(教育長職務代理者)

教室の環境そのものが大きく変化し、今後は、一つの教室には電子黒板、プロジェクタ、ビューアー、スクリーンが整備され、児童生徒の机にはタブレットをセットする台がある、というのが基本的なスタイルになるだろう。しかし、使いこなせなければ意味がない。早急に、指導主事や各校の代表が先進市の授業の視察に行

き、そういった環境での授業を体感して各校に持ち帰り、他の教員にも伝えられたい。また、手順はわかっているがいざ機器を稼働させてみると思わぬトラブルが起ることもある。事前に何度か試しに使ってみることも重要である。

(教育長)

資料中「各教科の学びを・・・」の国語の欄、「ライティング自動添削機能を使い、アウトプットの質を高める。」とあるが、これはどういうことか。

(学校教育課長代理)

いわゆる校閲機能のことである。

(教育長)

子どもたちの書いた文章を機械が自動的に添削し、整えるということか。

(学校教育課長)

文章を作るたびに自動的に校閲する機能ももちろんだが、それを繰り返すことにより、子ども自身のアウトプットの質が高まるということである。

(教育長)

初任者の教員も含め、最近の若者は文章を書く力が弱くなったとよく言われるが、手で文章を書かずにパソコンやスマートフォンでしか書かないのも理由の一つではないかと考えられる。子どもたちが校閲機能を用いるということは、文章を手書きせず、タブレットやパソコンを使ってするということだ。

G I G Aスクール構想には、飛躍的に向上する面が多々ある一方で、これまでアナログな方式で培ってきた力を一気に落としてしまう側面もある。昨年、中学校3年生の全国学力テストで封筒の書き方を試す問題が出題されたが、これは主な連絡手段が電子メールとなった今、あえてテストで問う必要があるということを示している。G I G Aスクール構想によってそういった力の低下が加速しないようにしなければならないが、これは国語のみならず、各教科に言えることである。両方のバランスをうまく取りつつG I G Aの学習環境を整えることが、今後の大きな課題となる。そのため、導入当初すぐには業務のスリム化とはならず、かえって教員の手間が増える可能性もある。

(学校教育課長代理)

ご懸念はもっともだが、1人1台のタブレットを持つようになって、毎時間使用するわけではない。タブレットで動画などを視聴してノートに書きとる、話し合い活動や意見の交流の際にはタブレットを用いるなど、場面や学習内容による活用方法を考える必要があるが、その内容についての研修用資料がすでに府から届いており、適宜職員研修等で紹介していく。

(教育長)

つまり、従来の授業のパターンに加えて、いかに適切にタブレットを導入して活用するかということになる。それには教員の技量が問われるが、授業力というのは一朝一夕に高まるものではなく、早期の計画的な研修が重要である。研修を実施できなければ、整備されたハードを追いかけることになってしまう。時間的に難しければ、実践しながらの研修ということになるが、それでも事前の準備は必要ははず

だ。教員研修について、よろしくお願いします。

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第3号「阪南市文化財保存事業費補助金交付要綱の一部改正について」(生涯学習推進室)

(教育長)

報告事項第3号「阪南市文化財保存事業費補助金交付要綱の一部改正について」生涯学習推進室の報告を求める。

(生涯学習推進室長)

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(教育長職務代理者)

「経典」を「典籍」に改めるのは、山中溪にある葛城修験の経塚が先日日本遺産に認定されたことと関連があるのか。また、令和元年から2年にかけて本補助金は何件、どのようなことに執行されたのか。

(生涯学習推進室長)

今回文言整理を行ったのは、経塚の日本遺産認定とは直接関係はない。本要綱の補助対象となるのは、主に文化財の修理や防災に関する事業、天然記念物の保護増殖に関する事業などであるが、令和元年度・2年度の交付実績は、国の指定重要文化財である波太神社本殿及び末社三神社本殿の消防設備保守点検実施費用に対する補助1件のみである。新たに申請される場合は、予算措置が必要となるため、当室への事前協議を求めている。また、文化財等の指定の種別によっては、国や府の補助金の交付対象となる。

(教育長職務代理者)

数年前から本会議で市内に存在する文化財の啓発看板の更新を要望してきたが、本要綱を活用して看板を修繕等することは可能か。最近は所有者なのか、有志の団体によるものかは不明だが、きれいに整備された看板をよく見かけるように思う。

(生涯学習推進室長)

本要綱を活用して看板の修繕等はできない。また、本市の財政状況が厳しい中、啓発看板等にかかる修繕費補助の制度を新設することが難しく、対応できないことをご理解いただきたい。

なお、日本遺産に登録された桜地蔵経塚については、今後、和歌山県が主体となって葛城修験にかかる日本遺産の統一した看板のデザインを示すこととなっており、本市としてもその統一デザインに則って看板を設置し、日本遺産をPRしていきたいと考えている。

(教育長職務代理者)

阪南市に日本遺産が存在するという誇るべきことを、是非市民の皆さんにも知っていただきたい。あらゆる機会を捉えて周知するとともに、周辺環境の整備に努められたい。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第4号「阪南市競技スポーツ大会出場奨励金交付要綱の一部改正について」 (生涯学習推進室)

(教育長)

報告事項第4号「阪南市競技スポーツ大会出場奨励金交付要綱の一部改正について」生涯学習推進室の報告を求める。

(生涯学習推進室)

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(教育長職務代理者)

令和元年から2年にかけて、本奨励金は何件執行されたのか。また、内訳は。

(生涯学習推進室長)

本要綱に基づく令和元年度の奨励金交付は32件・32万円で、その内訳は、社会人5件、小学生11件、中学生5件、高校生7件、大学生4件で、学生の計は27件である。

なお、令和2年度については、コロナ禍の影響により各種競技大会が中止又は延期となっているため、現時点での申請・交付件数は0件となっている。

(教育長職務代理者)

この奨励金は、スポーツに親しむ市民にとって励みになっていることと思う。阪南市の著名なスポーツ選手といえば、数名のプロ野球選手が思い浮かぶが、来年開催される東京オリンピック・パラリンピックに出場しそうな選手は本市にいるのか。

(生涯学習推進室長)

奨励金交付者の中で、そのような選手がいるとは把握していない。過去の照会において、東京オリンピックに出場する可能性がある阪南市出身の選手として、オリックス・バファローズの福田周平選手・中川圭太選手と回答したことはある。

(教育長職務代理者)

今後そのような選手が現れたら教えていただきたい。是非応援したい。

(教育長)

このような出場奨励金は、どの市町村にもあるものではないのか。

(生涯学習推進室長)

スポーツ奨励金制度は、大阪府下でも全ての市町村が実施しているものではないが、本市では奨励金の交付がスポーツ振興の一助になっていると考えている。なお、今回次世代育成に主眼を置いて青少年を応援する奨励金に改めた背景には、スポーツ奨励金制度を実施している府下市町村の多くが、次世代育成型で実施していること、また社会人は毎年同じ大会に出場して毎年交付を受けている方もいるため、限られた財源をより効果的に活用したいとの思いがある。

今後、スポーツマイスター制度を創設し、社会人の方には講演の講師やスポーツ関連委員として活躍していただきたいと考えている。

(教育長)

阪南市のスポーツ推進のうえで重要な事業であることを再確認しておきたい。

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆その他案件①「教育委員会関連行事について」(各担当課)

(教育長)

教育委員会に係る行事等について、その内容と主たる担当課を示している。
各課の報告を求める。

<教育総務課>

9月 1日～24日 阪南市議会(9月)定例会

9月 8日 阪南市議会厚生文教常任委員会

9月10日 阪南市議会令和元年度決算審査特別委員会

<学校教育課>

8月13日～15日 学校閉庁日

8月24日 市立小・中学校始業式

<図書館>

8月25日・27日 新刊児童書展示会

9月20日 好きな本もちよりサロン(この指とまれ～あしたの図書館)

9月22日・29日 認知症サポーター養成講座

(教育長)

「好きな本もちよりサロン」は、持ち寄った本について自分で説明するのか。

(図書館長)

1回目は、ジャンルに関係なく自分が好きな本を3冊以内で持ち寄り、他の参加者にその本のどういうところに魅かれたかなど、本に対する思いを語り、質問なども受けつつ、その本について話し合う。2回目以降は持ち寄る本のテーマを決める

予定である。「秋の夜長に宮沢賢治」や「江戸の時代小説」、「仏教の流れ」などのテーマが候補に挙がっており、それに興味を持つ人々が集まって本を紹介し合い、熱い思いを語るイベントとなる。

(教育長)

本に関するフリートークということか。

(図書館長)

趣味の合わない人とは自分の好きな本について語り合えないため、本を通じて新しい出会いが生まれ、人と人とがつながる場となるよう、開催するものである。

(教育長)

ビブリオバトルとはやり方が異なるのか。

(図書館長)

ビブリオバトルにはルールがある。本の紹介をするのに3分間や5分間という時間制限があり、聴衆が参加者による紹介を評価することで優劣を競うというゲーム性がある。この「もちよりサロン」はもっと緩く、自由な感じで行われる。いろいろな本を知り、話ができ、人間関係が広がるということを期待して行う。

(教育長)

人をつなげることが大事な目的ということである。

(教育長職務代理者)

何点かお願いしたいことがある。

再び行事が開催できるようになったことは喜ばしいが、感染症には万全の対策をとっていただきたい。

全国でも新型コロナウイルス感染者の多い地域から来る人に対して過剰な反応をするなどのいじめ問題が発生しているようである。本市ではそのようなことがないよう、指導されたい。

不登校の子どもについて。長期の臨時休業ののち、学校が本格再開し、今また2週間の夏季休業である。休み明け、気分を一新して登校できる子どももいれば、その逆のパターンもあると聞く。十分気を付けてほしい。

もうすぐ台風の時期だが、一昨年9月の甚大な台風被害はまだ記憶に新しい。小学校においてはまだ登下校に慣れていない1年生の安全性には特に配慮するとともに、児童を保護者に安全に引き渡す訓練等も行っていたいただきたい。

酷暑の日々が続くが、熱中症の対策を怠らないでいただきたい。

また、来週には新学期が始まる。いいスタートが切れることを願う。

最後に、教職員には引き続き、体罰、飲酒運転、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメント、個人情報の紛失等気を付けていただきたい。

(学校教育課長)

新型コロナウイルス対策については、国や府から示されるマニュアルに基づき、各学校園で適宜取り組んでいるが、新型コロナウイルスを警戒しすぎる余り、人権を脅かすようなことがあってはならないと、学校に対して再三念押ししているところである。その他、ご指摘いただいた不登校や災害への備え等については、8月2

8日に実施する校園長会で伝えたい。

また、今年度の本市の始業式は8月24日であるが、例年9月1日になると登校を渋ったり、登校を苦にして自分を傷つけたりしてしまう子どもについての報道がある。そのため、すでに学校に対しては、夏季休業明けの子どもたちを丁寧に迎えること、気になる児童生徒については学校全体で見守っていくようにと指示しているところである。

さらに、教職員の不祥事等については、大阪府教育庁が作成した「不祥事防止に向けたワークシート集」や学校教育課で作成した「教育公務員として」といった資料を示すとともに、毎月の校長会、教頭会、園長・副園長会で提供している不祥事に関する新聞記事の切り抜きを活用して職下職員に指導するよう伝え、また指導した際にはいつ・どのような指導を行ったのか報告を求めている。不祥事防止については、これをすれば起こらないといったものはなく、新聞で取り上げられていることを対岸の火事とは思わず、いつ自分の学校園で起きてもおかしくないという緊張感を持って継続的に指導するよう、指示している。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆その他（教育長）

(教育長)

その他、何かないか。

(図書館長)

平成31年度図書館年報を作成し、お手元に配布した。資料に基づき、事業報告を行う。

3ページ「図書館の沿革」：平成31年度は、6月から泉南地域図書館の相互利用を開始したほか、英語多読コーナーやLLブックコーナーを設置し、開館30周年記念事業を実施した。また、和泉学園との連携が始まり、大阪府立図書館の特別貸出用セットの貸出を当館が中継したり、園生が制作したブックエンドをいただいたりした。

9～10ページ「利用状況」：図書館の貸出冊数、自動車文庫での貸出冊数とも約4%減少している。利用者数は本館で2.6%、自動車文庫で9.3%減少している。本館については、昨年度とほぼ同数の貸出を見込んでいたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のための利用制限を行ったため3月の利用が大幅減となり、結果、年間で集計しても前年度より減少した。自動車文庫でも3月は小学校が休業した状態での運行となり、利用が伸ばせなかった。

9ページ「広域貸出状況」表：令和元年6月から始まった泉南地域の広域貸出の状況である。利用者は圧倒的に岬町の方が多く、次いで泉南市となっている。10

か月間の新規登録者数は382名となった。

19ページ「サービス実績比較」：全国の中での阪南市立図書館の状況を示している。市民1人当たりの貸出冊数は、貸出密度とも呼び、規模の違う自治体でも比較できるところから、指標としてよく用いられる。その数値は、本市では徐々に下がっているものの、大阪府下平均、全国平均と比較すると、非常によく利用していた。また、館外貸出冊数を同規模自治体79市区の中で比較した場合、阪南市は11位、予約件数は10位となった。当館の蔵書冊数と資料費決算額は平均以下であり、所蔵資料が少ないにもかかわらず、こちらもよく利用していただいていると言える。

(八田委員)

巻末に掲載している館長の「阪南市立図書館には自慢できるものがある。」という力強い文章で始まる寄稿文も、市民協働の経緯がよくわかり、興味深く拝読した。

年報によれば、雑誌スポンサーが少しずつだが増えつつあり、特に個人スポンサーの数が多いたことがすばらしいと感じた。また、年報とは関係ないが、図書館に行くと、館内のあちこちに置かれた植物がきれいに手入れされるなど、館内のメンテナンスがきちんとされていて、たくさんの人々が日々携わっていることを実感する。図書館は現在指定管理者制度導入の話が出ている。指定管理にも良い面はあると思うが、制度が導入されても、個人の雑誌スポンサーやボランティアの方々が引き続き図書館を支えてくださるのか、また、そのように指定管理者に指示できるのか。

(図書館長)

年報7～8ページ記載、雑誌スポンサーによる受入雑誌は、平成31年度は11か所の事業所・団体から19タイトル、18名の個人の方から24タイトル、合わせて43タイトルとなり、前年度と比較して2誌増加した。従前は、雑誌スポンサーになると市外の方にも図書貸出券を発行するという特典によって市外在住の個人スポンサーを獲得していたが、昨年6月に広域貸出が始まって雑誌スポンサーにならなくても貸出券が作れるようになり、スポンサーをやめる方が増えると予想していた。ところが、広域貸出券では予約・リクエストができない等の制限があり、ほとんどの方がスポンサーを継続してくださった。同じような制度のある他自治体と比べても、個人スポンサーが多いのが阪南市立図書館の特長である。指定管理者による運営となっても、是非続けていただくよう、お願いしたいと考えている。

また、館内の植物の世話については、図書館フレンズの「生け花等緑化整備部会」のメンバーが、日々水をやったり、枯れた葉っぱを取り除いたり、メンテナンスをしてくださっている。職員ではとても手が回らないところを美しく保っていただいているのでありがたい。こちらも、指定管理者制度導入後も市の図書館であることには変わらないので、続けていただけるよう、お願いするつもりである。

(教育長)

9ページの広域貸出状況表を見ると、10か月間で岬町の方への貸出が5千冊余りと、阪南市立図書館が阪南市民のものだけではなくてきたのがよくわかる。岬町の利用者は、車で来館するのか、それとも通勤等の途中で電車を途中下車して

来られるのか。また、年齢層などの統計はあるか。

(図書館長)

岬町民利用者の年齢層は、12歳以下の子どもとその親世代である30歳代から40歳代が約40%を占めている。50歳代、60歳代がそれぞれ約20%、残り約20%はその他の世代である。交通手段については不明だが、印象としては、車での来館が多いようだ。地域は望海坂など阪南市に近いところが多いが、淡輪や深日からの来館者もいる。阪南市民は貸出冊数に制限はないが、広域利用の方はお1人5冊に限っているためか、家族連れで来てそれぞれが上限いっぱい借りているように見受けられる。

(辻委員)

広域利用について、他市町の人が阪南市立図書館を利用しているのとは逆に、阪南市民はどのくらい他市町の図書館を利用しているか、把握しているか。

(図書館長)

阪南地区の図書館長会議で情報交換をしているが、そこでの資料によると、阪南市民が最もよく利用しているのは泉南市立図書館で、利用者のべ911人に対して3819冊が貸し出されている。次に利用が多いのは泉佐野市で、人数は不明だが、2784冊。合計では1475人が、他市町の図書館から8213冊借りている。

(教育長)

この表は昨年6月から今年3月までの10か月間の統計だが、1年間のトータルが出れば、広域貸出の人数と冊数が、全利用のうちどれだけの割合を占めるか算出できるか。是非知りたいので、示してほしい。

(図書館長)

5月末までの1年間となると、4月・5月は新型コロナウイルス感染拡大防止のため休館していた館が多く、正確な数字とは言い難いが、夏頃までの合計から算出してご報告する。

(教育長)

他に、何かないか。

(東鳥取公民館長)

本日、東鳥取公民館参加者協議会が昨年度のクラブ活動の状況を取りまとめて作成した「水輪」を配布しているので、ご一読いただきたい。

(教育長)

立派な冊子が完成した。是非お目通し願う。

次回の令和2年第9回定例教育委員会は、令和2年9月18日（金）午後2時00分から阪南市地域交流館3・4会議室で開催したいが、いかがか。

(全員)

異議なし。

(教育長)

令和2年第8回定例教育委員会を閉会する。

以上